こうした措置により、税負担の激変を緩和しつつ、負担水準の不均衡是正が進められ、その結果、税負担の均衡化は着実に進んできた。

ただ、据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有している。このため、税負担の均衡化を一層推進する観点から、地価動向等を踏まえつつ、商業地等に係る据置特例について見直しを進める必要がある。

⑵　償却資産に対する固定資産税

償却資産に対する固定資産税は、償却資産が企業の事業活動に用いられるものであり、事業活動を行うに当たっては市町村から行政サービスを受けていることに着目して、事業用の土地や家屋と一体的に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものである。

固定資産税収約8.7兆円（平成27年度決算）のうち、償却資産に対するものは約1.6兆円であり、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税である。

償却資産については、平成28年度税制改正において３年間の時限措置として一定の機械・装置に対する特例措置が創設された。平成29年度税制改正においても、市町村財政への影響を最小限にするよう地域や業種を限定しながらも、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されたところである。

両年度の税制改正大綱において「固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する」旨が明記されたものの、地方六団体等からは「固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと」といった意見が出されているところである。

当審議会としてはこれまでも、①償却資産に対する固定資産税は、市町村の安定的な自主財源として定着していること、②景気対策の一環としての特別措置は、国税など国の施策として対応すべきであること、③産業振興や地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことは地方分権に逆行すること等から、償却資産に対する固定資産税の特例措置を拡大することは不適当との意見を述べてきたところである。

今後、この特例措置が与える影響について厳しく検証するとともに、こうした特例措置を安易に拡大するようなことは厳に慎むべきである。

２　森林環境税（仮称）

森林吸収源対策に係る財源確保については、いわゆる税制抜本改革法等を契機として政府・与党を通じて検討が深められてきた結果、平成29年度の与党税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」こととされた。「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針2017）においても、同様の内容が決定されている。

これらを踏まえ、平成29年４月、当審議会に「森林吸収源対策税制に関する検討会」を設置し、森林環境税（仮称）の創設に向けて、その具体的な仕組み等について総合的な検討を重ねてきた。その結果、この度、報告書が取りまとめられた。

その概要は、別紙１のとおりであり、報告書においては、

・国税として、森林環境税（仮称）を創設
・個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収
・地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与

という基本的な枠組みを提案しつつ、同時に、新税創設に当たっての課題等も掲げている。

本報告書の内容を踏まえ、森林環境税（仮称）の創設に向けて、一層検討を深め、平成30年度税制改正において結論を得るべきである。

３　地方消費税

⑴　清算基準の抜本的見直し

地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、その税収を消費の基準に基づいて各都道府県間で清算することで、税の帰属地と最終消費地を一致させることとしている。

社会保障財源としての地方消費税の充実が図られる中、平成29年度の与党税制改正大綱において、「地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。」こととされた。

このため、平成29年４月、当審議会に「地方消費税に関する検討会」を設置し、専門的見地からの検討を重ね、この度、報告書が取りまとめられた。

その概要は、別紙２のとおりであり、報告書においては、

・統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや非課税取引に該当するもの等について、統計データから除外すること
・統計データの利用方法の見直しを踏まえ、統計カバー率を再計算し、新たに設定すること
・統計データのカバー外の代替指標としては、人口を基本として考えるべきであり、従業者数については清算基準に用いない方向で検討すること

等を提案している。

本報告書の内容を踏まえ、地方消費税収をより適切に帰属させるための抜本的な見直しについて、平成30年度税制改正において結論を得るべきである。

⑵　安定的な社会保障財源の確保

消費税率の引上げは、社会保障・税一体改革の中で、国と地方における社会保障の安定財源を確保するために行われるものである。

今後、議論が予定されている「全世代型社会保障」への転換や、消費税率10％時に実施される軽減税率制度の導入に際しては、地方の社会保障財源を安定的に確保するという観点から、歳入・歳出両面にわたって十分な検討を行うべきである。

４　個人住民税

⑴　個人所得課税の見直し

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格（地域社会の会費的性格）を有するとともに、その税収は地方税収の３割を超える基幹税であることから、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な役割を担っている。

政府税制調査会においては、個人所得課税における経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方について多岐にわたって検討してきた。その内容は、人的控除の控除方式のあり方、働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方、経済社会のＩＣＴ化を踏まえた所得把握のあり方、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築、といった各論点について議論が行われた。

個人住民税の人的控除は、個人住民税の「地域社会の会費的性格」から、控除額は所得税よりも低く設定しながら、所得税の控除と同様の体系（控除の種類、適用対象者）としていること及び、個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされ、給与所得控除・公的年金等控除等の所得計算上の控除等は所得税と同一となっていること等を踏まえ、各論点については、所得税における検討と併せて、個人住民税においても検討していくことが必要である。その際に、所得税は累進税率であることに対し、個人住民税所得割は比例税率であることに留意が必要である。

今後、個人所得課税の見直しを進めるにあたっては、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、個人住民税の性格や役割を踏まえつつ、税収の充実、確保を図る観点が重要である。

また、様々な福祉制度の適用基準等に個人住民税制度における課税・非課税の別や、合計所得金額等が広く用いられていることから、社会保障制度と個人住民税制度が密接に連携していることに留意が必要である。

⑵　ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとや地方自治体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年に創設されて以来、その実績は着実に伸びており、子育て施策の充実など地域の活性化のほか、被災地への支援としても活用されている。